

議案第 6 1 号

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「寄与するため」の次に「、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号。以下「法」という。）第 1 8 条の規定に基づき、」を加える。

第 2 条中「次の」の次に「表の」を加える。

第 3 条各号列記以外の部分を次のように改める。

博物館は、法第 3 条の定めるところにより、おおむね次に掲げる事業を行う。

第 3 条第 1 号中「フィルム等（」を「フィルムその他の資料（電磁的記録を含む。」に改め、同条第 3 号中「行なう」を「行う」に改める。

第 4 条第 1 項中「無料」を「、無料」に、「陳列をなし」を「陳列をし」に改め、「得た額」の次に「（その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、「この場合において、入館料に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」を削り、同条第 2 項中「委員会が特に必要と認めた場合においては前項ただし書き」を「市長は、特に必要があると認めると

きは、前項ただし書」に改める。

第14条を第17条とする。

第13条中「別に委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第16条とする。

第12条を第15条とする。

第11条を削る。

第10条第1項中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、同条第2項中「の出席がなければ」を「が出席しなければ」に改め、同条第3項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員の過半数をもって」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(専門分科会)

第13条 協議会に、専門の事項の調査研究をさせるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査研究の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(事務)

第14条 協議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

第9条第1項中「委員長及び」を「、委員長及び」に、「中」を「うち」に改め、同条第2項中「統理し」を「総理し」に改め、同条第3項中「あるとき、又は」を「があるとき又は委員長が」に、「行なう」を「代理する」に改め、同条を第11条とする。

第8条を削る。

第7条中「第20条」を「第20条第1項」に、「博物館協議会」を「、博物館協議会」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

(1) 学校教育の関係者

- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

第6条中「博物館の利用者が、博物館の施設、設備又は博物館資料をき損又は滅失した場合は、すみやかに」を「施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、」に改め、同条ただし書中「委員会が特にやむを得ない事情があると認めた」を「市長がやむを得ない事情があると認める」に改め、同条を第8条とする。

第5条を削り、第4条の次に次の3条を加える。

(開館時間)

第5条 博物館の開館時間は、次の表の左欄に掲げる博物館の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区 分	開 館 時 間
市立市川考古博物館及び市立市川歴史博物館	午前9時から午後4時30分まで
市立市川自然博物館	午前9時30分から午後4時30分まで

(休館日)

第6条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日)

(2) 1月1日から同月4日まで

(3) 12月28日から同月31日まで

(入館の制限等)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者が博物館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他博物館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項の規定により博物館協議会の委員として任命されている者は、平成24年4月1日に、改正後の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第2項の規定により博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第10条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第8条第1項の規定により任命された博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

理 由

利用者の利便性の向上を図るため祝日においても博物館を開館することに伴い、本条例に開館時間及び休館日を定めるとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により博物館法が改正されることを踏まえ、博物館協議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。